

○経済産業省令第六十八号

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第六十八条の三十第二項の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

経済産業大臣 宮沢 洋一

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の四中「28(2)」を「（第十五条の二において「共通規則」という。）第二十八規則(2)」に改める。
第十五条の二に次のただし書を加える。

ただし、共通規則第五規則の二(1)の規定により手続をしたときは、当該日から五月とする。

附 則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。